

居住誘導区域は
裏面を参照！

市民が

住宅の契約前に
認定申請が
必要です！！

居住誘導区域で 住宅を取得 する場合 最大 60 万円！

渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金



申請者 の主な要件

- 請負(売買)契約前に認定申請を行い、事業計画の認定を受けている者
- 住宅の所有者
- 住宅の所在地で住民登録をしている者
- 本市に住民登録をした日から2年以上経過

住宅 の主な要件

- 玄関、台所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上
- 売買の場合、宅地建物取引業者が売主又は仲介している
- 増築の場合、増築部分の床面積が50㎡以上

補助額20万円に、下記に該当する場合最大40万円を加算

【若者加算】

申請者又は配偶者等が
30歳以上40歳未満 **5万円**
30歳未満 **10万円**

【子育て加算】

同一世帯の子供 **5万円**
1人につき

【区域外加算】

認定申請時の住民登録
が居住誘導区域外 **5万円**

【地区加算】

住宅の所在地が渋川市
役所周辺・渋川駅周辺 **10万円**

【ハザード加算】

認定申請時の住民登録
が災害レッドゾーン **10万円**

【耐震加算】

住宅が耐震等級2以上
又は免震建築物 **10万円**

【フラット35】地域連携型

本補助金申請予定者が、住宅ローン【フラット35】を利用する場合、借入金利が当初5年間、一定割合引下げになります。

【地域活性化】・・・補助金の利用予定者の場合、当初5年間0.25%引下げ

【子育て支援】・・・補助金の利用予定者かつ子育て加算の該当者の場合、当初5年間0.5%引下げ

利用者は、補助金の認定申請以降に申請書類等（裏面の「認定申請時の提出書類」を参照）を提出してください。要件などを確認後、証明書を交付しますので、借入契約までに金融機関へ提出してください。

手続の流れ



認定申請時の提出書類

- ①申請書（様式第1号）
- ②対象住宅の案内図及び各階平面図
- ③対象住宅取得に関わる見積書の写し
- ④その他市長が必要と認める書類
- ⑤【フラット35】地域連携型利用申請書（【フラット35】地域連携型を利用する場合に限る）
- ⑥住民票若しくは母子手帳の写し（【フラット35】地域連携型（子育て支援）を利用する場合に限る）

請求時の提出書類

- ①請求書（様式第8号）
②補助金交付決定兼確定通知書の写し

※代理人に手続を委任する場合は、委任状（様式第11号）を提出してください。

交付申請時の提出書類

- ①申請書（様式第5号）
- ②世帯全員の住民票（続柄有、対象住宅の所在地に住所変更済）
- ③市税の未納がないことの証明書（完納証明書等）、市税が課税されていない人は非課税証明書等
- ④対象住宅の建物の登記事項証明書（所有権保存（移転）登記が完了したもの）
- ⑤対象住宅の請負契約書、売買契約書等の写し
- ⑥戸籍全部事項証明、パートナーシップ宣誓書受領証等の写し（配偶者等が若者加算を受ける場合に限り）
- ⑦対象住宅の案内図及び各階平面図（認定申請時から変更があった場合に限り）
- ⑧同意書（様式第6号）（対象住宅が共有名義の場合に限り）
- ⑨住宅性能評価書等の対象住宅が耐震等級2以上又は免震建築物であることが確認できる書類（耐震加算を受ける場合に限り）

居住誘導区域

